

専第11号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年11月15日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 391,182円

相手方		事由
名称	住所	
株式会社叶運輸	奄美市名瀬末広町12番9号	名瀬港本港地区待合所の外壁落下による自動車損傷事故